

2022 年 5 月号トピックス

**従業員用 ATK 検査キット購入時における控除率 1.5 倍の控除期間の延長について**

仏暦 2565 (2022) 年 4 月 26 日、内閣は、所得税免除に関して規定する歳入法典に基づく勅令 (第...号、仏暦...年) の草案が承認される決議が行われ、Covid-19 抗原検査自己診断キット(ATK)を購入する費用を負担する企業または法人パートナーシップに対し、その従業員に使用するための費用を支援する免税措置期間が延長された。仏暦 2565(2022)年 4 月 1 日から仏暦 2565(2022)年 12 月 31 日まで(延長前は仏暦 2565(2022)年 3 月 31 日までであった)に支払った費用の 50%(控除率は 1.5 倍)の割合で追加費用として控除されなければならない。これは ATK 検査キットを使用する企業を支援するためである。

**医薬品、医療用品、医療機器の輸入において、輸入業者が慈善事業として寄付する場合の VAT 免税期間の延長について**

仏暦 2565(2022)年 4 月 26 日、閣議において所得税の免除に関して規定する歳入法典に基づく勅令 (第...号、仏暦...年) にて、公益団体に寄付するための Covid-19 対策用の医薬品、医療用品、医療機器の輸入を支援する免税措置期間を延長する、勅令により発行された草案を承認する決議が行われた。これは仏暦 2565(2022)年 4 月 1 日から仏暦 2565(2022)年 12 月 31 日まで(延長前は仏暦 2565(2022)年 3 月 31 日までであった) 政府医療施設、政府機関、団体、寄付の為の公的慈善事業団体に寄付する医薬品、医療用品、医療機器など Covid-19 の為の治療や診断、予防に使用する商品の輸入に対する VAT を免除するものである。これは Covid-19 のパンデミックの解決に向けて、政府と共に協力する民間企業の参加意欲を支援し、動機づけるためである。

**社会保障法の草案(第...号、仏暦...年)について**

仏暦 2565(2022)年 5 月 10 日の閣議で、社会保障法(第...号、仏暦...年)草案を承認する決議がなされた。重要な改正は以下の通り。

- (1) 被保険者の条件を変更し、満 15 歳以上 65 歳未満の従業員であることを要件とした。(従来は、満 15 歳以上 65 歳未満の決められた従業員を対象としていた)
- (2) 被保険者の基金からの給付に関する規則を改正し、所定の期間内に保険料を全額納付し退職する被保険者について、第 33 条に基づき被保険者の終了後も 6 ヶ月以上の児童手当を受け取る権利を追加規定する。(従来は被保険者が退職する場合、疾病、病欠、出産、死亡の 4 つのケースで給付金を受けることができる)
- (3) 被保険者が 2 回以内の出産休暇につき、98 日分の賃金の 50%が一時金として手当を受けとることができるように規定改正する。(従来は 90 日であった)
- (4) 被保険者が就業不能になった場合、賃金の 70%の割合で収入不足に対する給付金を受け取ることができる規定する規則の改正。(従来は賃金の 50%であった)
- (5) 以下のように老齢退金の種類を変更する。
  - 1) 毎月の生活手当、すなわち老齢年金
  - 2) 一時金、すなわち老齢退職年金
  - 3) 老齢年金を受け取る前に支払った金額、すなわち前払い年金(従来老齢時の退職時には退職年金と退職慰労金の 2 種類があった)

- (6) 180ヶ月以上の保険証を納めた被保険者の改正は、退職年金または退職慰労金の受取を選択できる権利を有する。(従来は、被保険者が180ヶ月以上の期間、保険料を支払っていた場合、その者は退職金のみを受け取ることができたが、現在は、保険料を支払っていない場合、退職年金のみを受け取ることができた)
- (7) 雇用主に対する罰則は以下の通り。
  - (7-1) 確定申告期限内に申告を行わなかった雇用主は、6ヶ月以下の懲役もしくは2万バーツ以下の罰金、またはその両方に処される規定がなされている。
  - (7-2) 虚偽の確定申告を行った雇用主は、6ヶ月以下の懲役もしくは2万バーツ以下の罰金、またはその両方に処することを規定されている。